資料②

排水設備工事における留意点について

排水設備工事における設計・申請～施工～完了確認検査までの一連の手続き等について、留意していただく点について説明します。

1　設計

(1)　いわき市下水道条例及びいわき市下水道条例施行規則に準拠した設計をしてください。**（条例等に準拠できない場合は必ず確約書の提出をしてください。）**

(2)　浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続する場合は、必ず**廃止する浄化槽の位置を明記**してください。（※必ず、単独・合併の別を記載してください。）

(3)　設計は、**現場を担当する責任技術者**が必ず行ってください。（※現場担当の責任技術者でない方が設計していた事例がありました。）

2　申請

(1)　**新築・改築・増設に関わらず**、排水設備の工事をする場合は、**必ず工事の着手前に排水設備等確認申請書を提出**してください。（※工事着手後に申請書を提出する事例がありました。もし、早急に着工したい場合は申請時にご相談ください。）

(2)　**工期の設定**に留意してください。（※着工予定日を申請日の翌日としているものがあります。）

(3)　**排水設備申請チェックリストについて**

チェックリストにチェックを入れて申請書と併せて必ず提出願います。（資料ⅰ）

(4)　**公共桝の写真について**

排水設備施工前に必ず公共桝に異常がないか確認してください。

申請時に写真の提出をお願いします。（資料ⅱ※任意様式）

※公共桝の外観、深さ、インバート状況が分かる写真を添付してください。

(5)　**図面の書き方について**

標準図を添付しますので参考にしてください。

また、図面の記号については「下水道排水設備指針と解説(公社)(日本下水道協会発行)」に則ってください。（資料ⅲ）

(6)　工事の実施に利害関係者の同意が必要な場合は、必ず申請書の**同意欄に署名・押印**を受けるようにしてください。（※土地所有者、接続管渠所有者の同意を得ていない申請がありました。）

(7)　確認通知書は、必ず**工事着工前に受け取り**、申請者に渡してください。（※工事着工予定日から相当日数が経ってから取りにくるケースが見受けられます。）

(8)　**一部押印省略**

申請書・完了届・開始届/廃止届の一部押印が省略可能になりました。（資料ⅵ）

3　施工

(1)　他の埋設物の位置をきちんと確認し、損傷を与えないように留意してください。

(2)　排水管の逆勾配やたるみがないように、**測量を必ず実施**してください。(※完了確認検査において、管内滞留等している現場がありました。)

(3)　現場担当の責任技術者は、**社内検査前に施工状況を必ず確認**するようにしてください。(トラップ用エルボの付け忘れなど、検査時に指摘されるケースがあります。)

(4)　アパート等で既存の汲み取り便槽や浄化槽を廃止し、下水道に接続する場合には、工事の施工内容や接続後の下水道使用料について居住者等へ説明するようにしてください。

(5) **露出配管について**

露出配管の施工については確約書が必要になりますが、対象範囲について今一度ご確認願います。(資料ⅳ)

なお、露出配管部には VP 管を使用し施工してください。

(6) **ガーデンパン(屋外洗い場)について**

ガーデンパンの設置については、栓ができるものを使用する、軒下に設置する等、雨水が混入しないようにしてください。接続については、チェックリストに記載のとおりですので確認願います。

4　社内検査

(1)　完了確認検査において、社内検査で確認できる内容の手直しを指示される工事が見受けられるので、**社内検査は適切に実施**するようにしてください。(※ただ書類と写真があればよいというものではありません。)

(2)　社内検査の状況写真は、必ず**検査員がわかるように撮影**してください。

5　使用開始・廃止届・工事完了届の提出

(1)　公共下水道等使用開始届

①　公共下水道等使用開始届は、公共下水道の使用を開始したときに遅滞なく届け出るものであり、工事完了届と一緒に提出しなければならないものではありません。**工事完成前に使用を開始する場合は、速やかに公共下水道等使用開始届を提出**してください。

> 【下水道条例第 10 条】
> 使用者は、公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときは、規則で定めるところにより遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

②　テナントビル等で、内部改造などにより水道メーターを新設する場合は、新たに下水道使用料を賦課することになるので、**速やかに公共下水道等使用開始届を提出**してください。※排水設備に変更がない場合も必ず提出

③　水道メーター番号、使用開始日及び開始時指針の**記入もれ**がないようにしてください。(※２世帯住宅等、水道メーターが複数ある場合は、すべて記入してください。)

④　既存の浄化槽から公共下水道に切替える場合には、浄化槽使用廃止届出書を生活排水対策室経営企画課まで提出してください。

⑵　工事完了届

①　排水設備等工事完了届は、工事が完了した日から７日以内に届け出て検査を受けることになっておりますので、**工事完了後、清算図も添付のうえ速やかに提出**してください。

【下水道条例第６条】
排水設備等の新設等を行った者は、その工事が完了したときは、市長の定めるところにより、工事の完了した日から７日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

②　市長の確認を受けた排水設備の計画と異なる内容（軽微な変更）で施工した場合は、工事完了届と一緒に必ず**「精算図」を提出**してください。（※完了確認検査時に図面と現地の不整合を指摘された場合は、速やかに精算図等を提出してください。）

浄化槽を廃止して、公共下水道へ接続した場合は、排水設備等工事完了届と一緒に**「浄化槽使用廃止届出書」**を生活排水対策室経営企画課に提出してください。

６　完了確認検査

⑴　手直しを指示されたことや再検査となった場合は、**速やかに対処**するようにしてください。（※市から状況確認の電話を受けてから対処するケースがあります。）

⑵　やむを得ず、現場を担当した責任技術者が立ち会えない場合は、**あらかじめ連絡**してください。

７　その他

⑴　排水設備工事の申請箇所に公共汚水ますがない場合は、速やかに公共汚水ます設置申請書を提出してください。なお、設計・材料手配・道路占用許可申請等の手続きのため、申請からますの設置まで、通常で２～３か月程度、年度末となる２月、３月の申請では４～５か月程度掛かるので、余裕をもって申請するようお願いします。

⑵　宅内公共桝の取り扱いについて

取り扱いフローを配布いたします。（資料ｖ）
宅内公共桝についてはフローを参考に対応願います。
疑義が生じた際は協議願います。

⑶　地域汚水処理施設処理区域内（石森・洋向台・勿来白米・南台・草木台）に建物を新築する場合、及び農業集落排水施設区域内（下小川・戸田・永井・三阪・渡辺・遠野地区）で建物を新築または既存建物の排水を施設へ接続する場合は、**公共下水道と同じ手続き（排水設備等確認申請、使用開始届・工事完了届の提出）が必要**になりますので、必ず手続きを行ってください。
また、農業集落排水地区については、水道局の「水道水源水質保全促進事業補助金交付制度」の対象区域となっています。（詳細は水道局浄水課までお問い合わせください）

⑷　市下水道排水設備指定工事店について
・市下水道排水設備指定工事店の指定期間は原則５年となっております。更新を希望する際は「⑧下水道排水設備指定工事店指定申請書」の提出が必要となりますが、事前に更新の連絡等を行います。
・業務を廃止する場合や、上記「⑧下水道排水設備指定工事店指定申請書」に記載した内容に変更が発生した場合、責任技術者に変更が生じた場合については、「⑨下水道排水設備指定工事店異動届」の提出が必要となりますのでご留意ください。

※資料ｖｉの様式について

	様式
下水道排水設備・地域汚水処理施設	①排水設備等確認申請書
	②排水設備等確認通知書
	③排水設備等工事完了届
	④公共下水道・地域汚水処理施設使用開始・廃止等届
農業集落排水処理施設	⑤排水設備計画確認申請書
	⑥排水設備工事完了届
	⑦農業集落排水処理施設使用開始等届
下水道排水設備指定工事店	⑧下水道排水設備指定工事店指定申請書
	⑨下水道排水設備指定工事店異動届

⑸　申請の受付窓口
【北部下水道管理事務所】受付区域

公 共 下 水 道	平、内郷、四倉地区
地域汚水処理施設	石森
農業集落排水施設	下小川、戸田、永井、三阪

【南部下水道管理事務所】受付区域

公 共 下 水 道	小名浜、勿来、常磐地区
地域汚水処理施設	洋向台、勿来白米、南台、草木台
農業集落排水施設	渡辺、遠野

令和 6 年 4 月 1 日より実施
不明な点がございましたら担当地区の下水道管理事務所まで協議願います。

北部下水道管理事務所
0246(34)4007
南部下水道管理事務所
0246(53)6636

確認番号 第　　号

【排水設備申請チェックリスト】

排水設備業者☑	市担当☑	
		共通事項
□	□	1) 雨水系統の管径を屋根面積に応じて選定しているか。 （200㎡を超える場合には排水区割図を添付してください）
□	□	2) 汚水系統及び雨水系統の勾配は足りているか。（汚水系統は2/100、雨水系統は1/100）
□	□	3) 最小土被り0.2mが確保されているか。（土被りをやむを得ず小さくする必要がある場合は、ダクタイル鋳鉄管等を使用するか又はさや管等により排水管が損傷を受けることのないように防護を施す）
□	□	4) 公共桝と宅内最終桝との間は2.0m以内になっているか。（汚水管口径φ150）
□	□	5) 管渠の始まる箇所、屈曲、合流、内径及び管種が異なる管渠の接続箇所には、桝を設けているか。
□	□	6) 桝間の距離は管径の１２０倍以下となっているか。
□	□	7) 雨水桝の泥溜め深さが表記されているか。（150㎜以上の泥溜めを設けること）
□	□	8) 二重トラップになっていないか。（通気口付蓋の場合は修正不要）
□	□	9) 宅内汚水ますの内径はφ150以上になっているか。 （宅内最終桝の立上管深さが1.3m以上になる場合、立上り管口径はφ200以上になっているか）
□	□	10) 平面図と縦断図で数値の整合がとれているか。
□	□	11) 平面図に汚水系統及び雨水系統の口径・勾配・延長が表記されているか。
□	□	12) 平面図・縦断図に縮尺が表記されているか。
□	□	13) 既設浄化槽の位置が平面図に図示されているか。
□	□	14)「下水道排水設備指針と解説（（公社）日本下水道協会発行）」に則った記号で表記されているか。
□	□	15) ２階への立ち上がり管には、通気が設けられているか。（口径を表記すること）
□	□	16) 汚水系統と雑排水系統は分離されているか。
		合流地区
□	□	17) 雨水縦断図が添付されているか。
□	□	18) 雨水が側溝に排水できない場合は、宅内最終桝で汚水と合流しているか。
□	□	19) 宅内汚水最終桝との合流直前の雨水最終桝にはトラップ機能が設けられているか。
		その他
□	□	20) 建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合には排水設備工事の同意が得られているか。
□	□	21) ガーデンパンからの桝は泥溜め及びトラップ機能を有したものになっているか。
□	□	22) ガーデンパンの接続は、新築の場合は汚水系統に接続すること。（立水栓単独柱になっていないか） 新築以外で、ガーデンパンを汚水系統に接続することが困難な場合は、確約書 （油脂、洗剤等を使用しない）の添付があるか。 尚、農業集落排水は、汚水系統への接続不可のため確約書は必要ありません。
□	□	23) 排水ヘッダーを使用する時は確約書が添付されているか。
□	□	24) 車載個所・私道については鋳鉄製防護蓋を使用しているか。
□	□	25) 官地、民地の境界線が表記されているか。その際、公共桝から官民境界までの延長も表記すること。
□	□	26) 公共桝の内径・管底高が表記されているか。
□	□	27) エコキュート等、給湯器からの排水が表記されているか。（汚水に接続すること）

備　考

□	□	宅内に公共汚水桝がある場合、また、新設する場合は以下のことを確認してください。 □周囲に植栽を植えない　□駐車場等、車載によって維持管理上困難になる場所には設置しない
□	□	**公共汚水桝の次の状況が分かる写真を添付すること。　□外観　□深さ　□インバート状況**
□	□	**下水道排水設備工事責任技術者の登録番号は更新登録番号となっているか。**
□	□	その他（　　）

注）着手前、施工中などに申請内容と異なる事実が発生した際は必ず協議願います。

（資料ⅱ）

マス深さ

GL-820㎜

（資料iii－ｉ）

記 入 例

平 面 図

名 称	記 号	備 考
大 便 器	大	トラップ付
小 便 器	小	トラップ付
浴 場		
流 し 類		
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものは除く
手洗器、洗面器		
トラップ		
トラップます		
掃 除 口		
排 水 管		
通 気 管		
立 管		
汚水ます		
ドロップます（汚水）		
段差ます（汚水）		
雨水ます		
公共汚水ます		
側溝（道路）		
雨どい		
境 界 線		黒又は青
新設管（合流管又は汚水管）		赤 色
雨水管		緑又は青
既設又は在来管		赤…合流管又は汚水管 緑又は青…雨水管

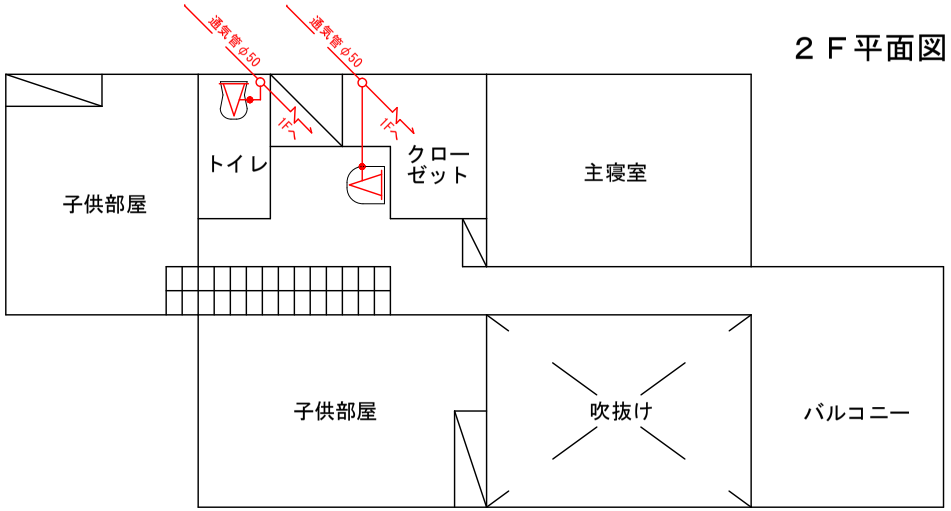

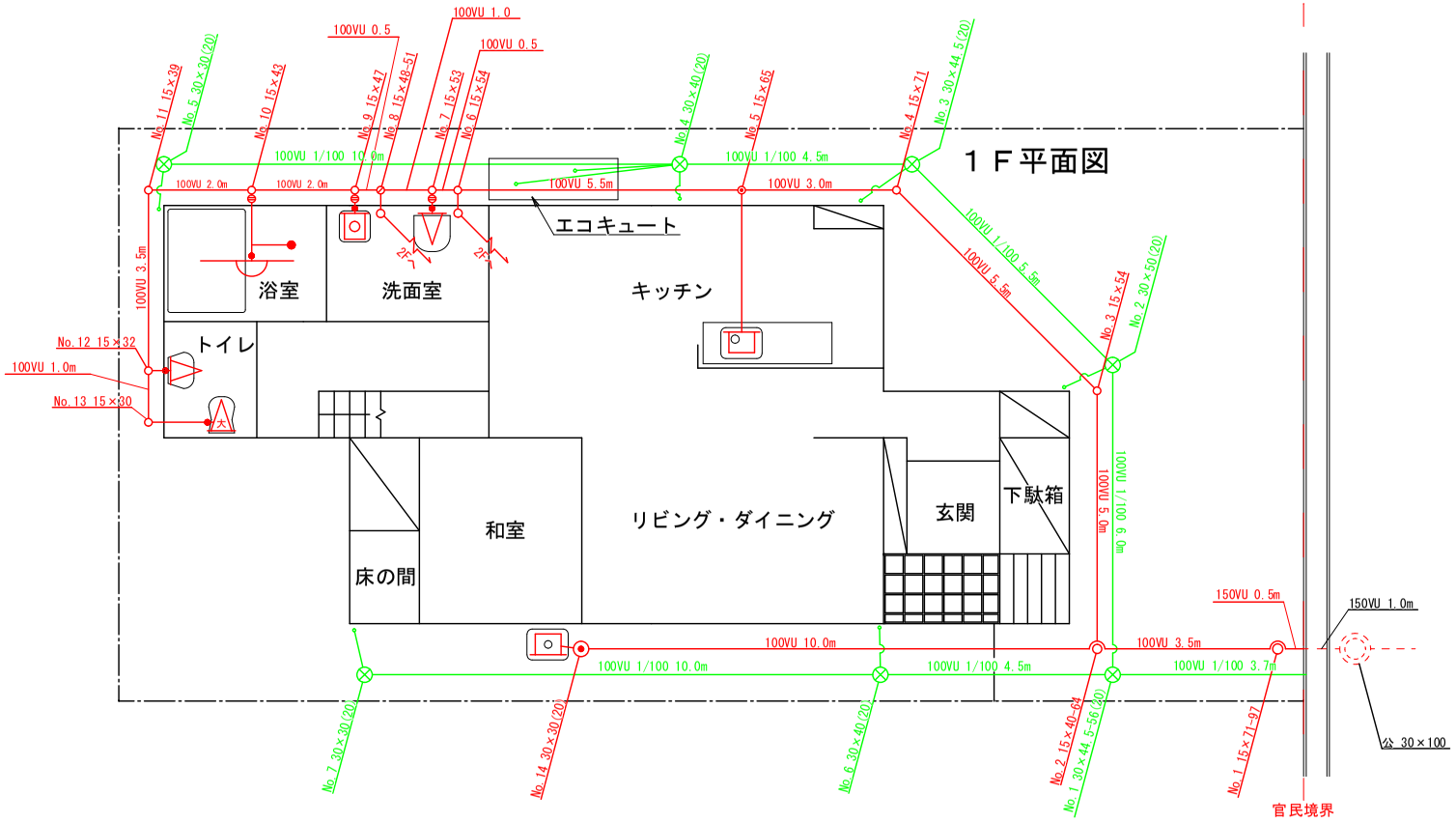

（資料ⅲ－ⅱ）

記 入 例

縦断図　S＝横1/100・縦1/20

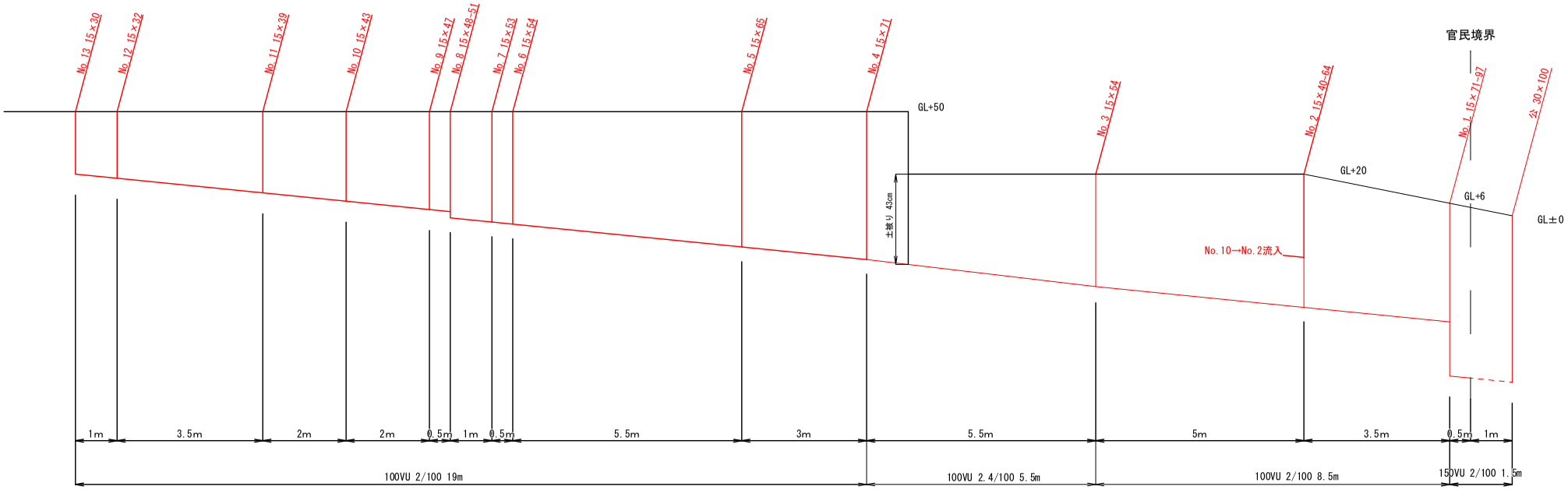

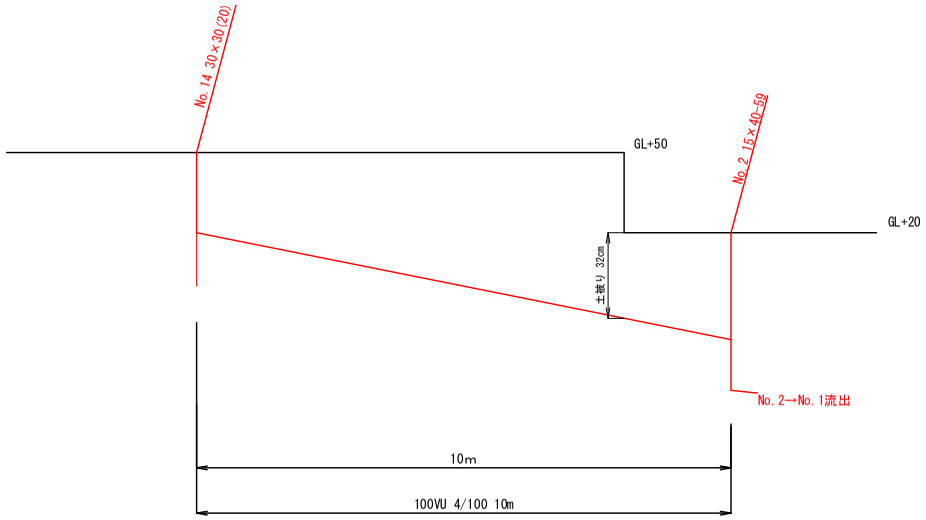

（資料ⅳ）

露出配管の指摘事項となる例

擁壁から露出する例

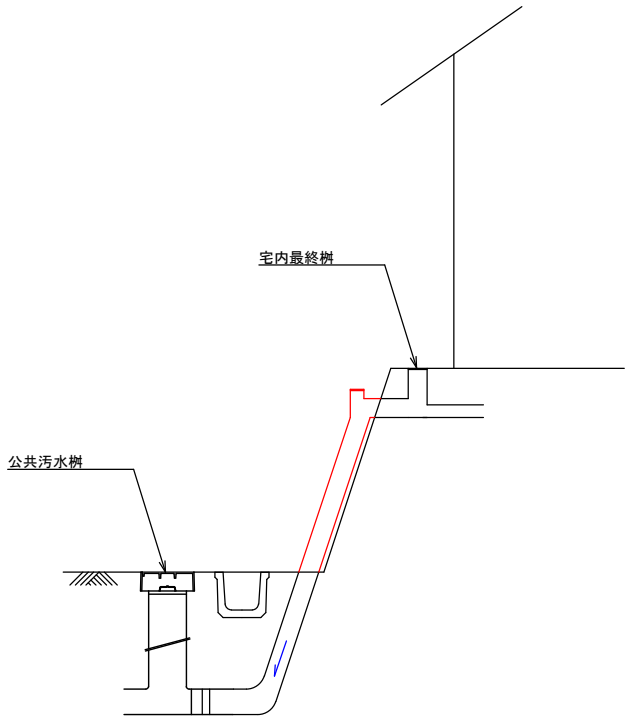

２階からの立上管が露出する例

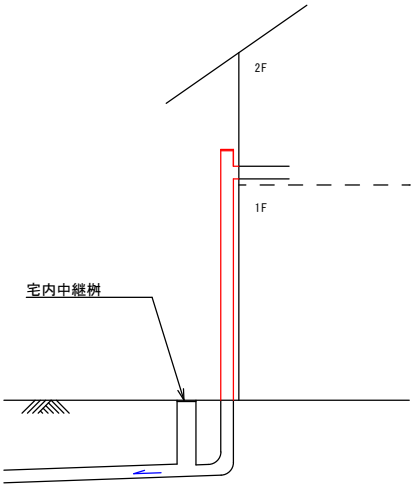

１階部分からの露出配管の例

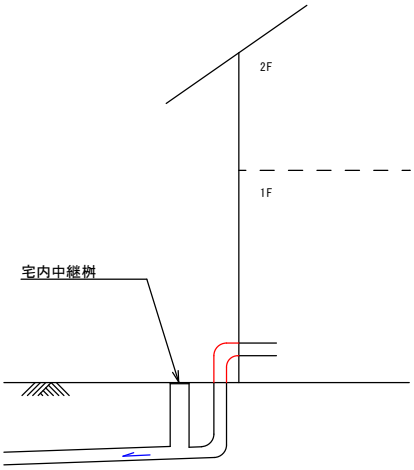

宅内公共桝取り扱いフローチャート　　（資料ｖ）

※物件設置申請を行う際は設置者の負担になります

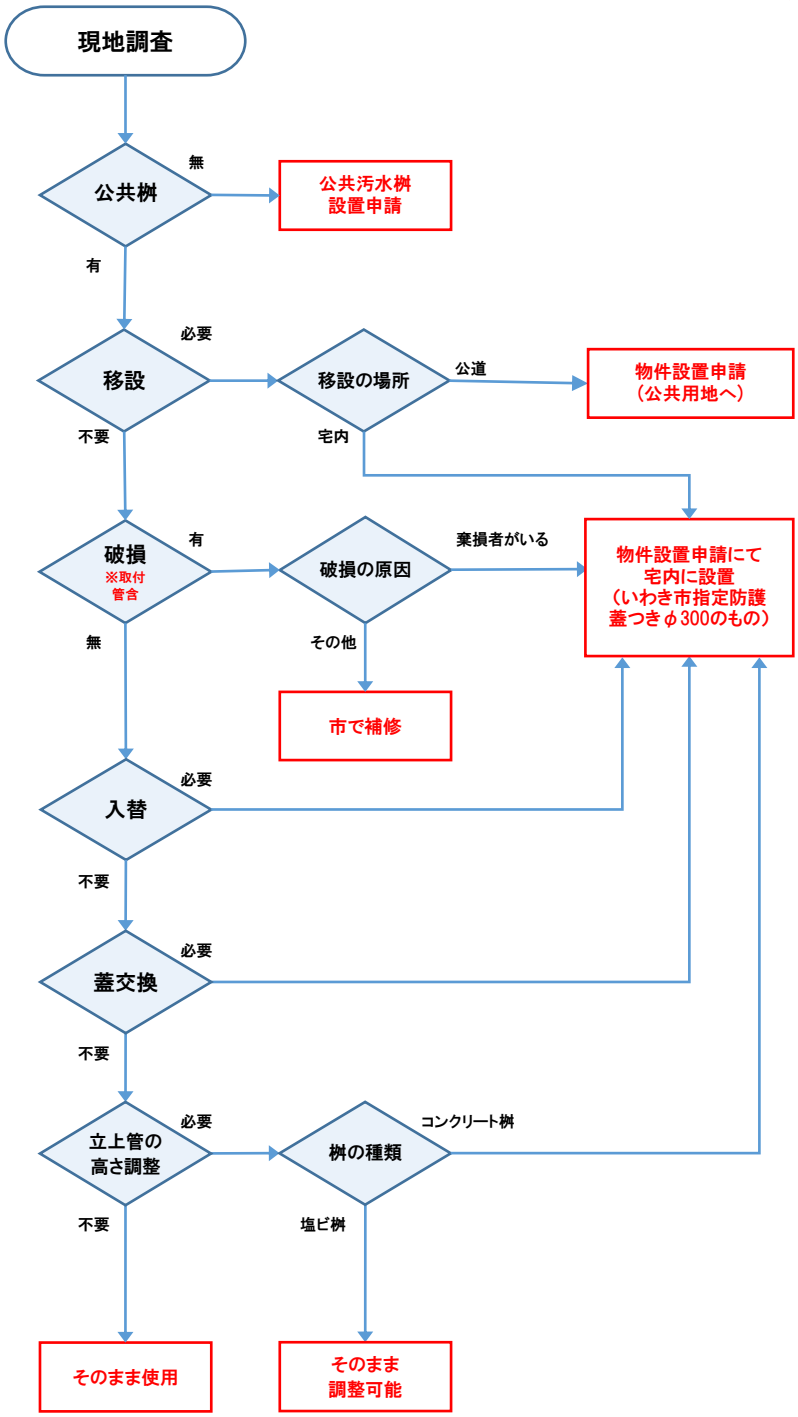

① 第1号様式（第4条関係）　　（資料vi）

排 水 設 備 等 確 認 申 請 書

年　　月　　日

いわき市長　様

申請者　住所
氏名
職業
電話番号

注意　1　太枠の中だけ記入してください。
　　2　□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

設置場所	いわき市		
工事区分	□排水設備工事 □除害施設工事 □新設 □新築 □増設 □浄化槽廃止 □改築 □くみ取り改造 □その他（　　）	排除方式	□分流 □汚水のみ □汚水及び雨水 □合流
排水区分	□家事用 □公衆浴場用 □営業用（排水予定量　　㎥／日） □工業用（排水予定量　　㎥／日） □その他（　　）	排水面積	㎡
		排水人口	人
		融資あつせん	□受ける。　□受けない。
阻集器	□有（　　）　□無	ディスポーザキッチン排水処理システム	□有　□無
工期	年　月　日 着工予定	年　月　日 しゅん工予定	
指定工事店	所在地 名称及び 代表者氏名　㊞	責任技術者	氏名　㊞ 登録番号 第　－　号
添付書類	位置図（縮尺1/2500）又は住宅地図　平面図（縮尺1/100）　縦断図（1/20～1/200） 阻集器容量算出表及び図面　ディスポーザキッチン排水処理システムの維持管理契約書及び仕様書の写し		

排水設備等工事同意欄（この欄は、建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合に記入してください。）

建物所有者	氏名　㊞	住所
土地所有者	氏名　㊞	住所
接続管渠所有者	氏名　㊞	住所

確認結果	法令の規定に　□適合する □適合しない	確認年月日	年　月　日
		確認番号	第　号
		起案年月日	年　月　日
		決裁年月日	年　月　日
		通知年月日	年　月　日

所長	次長	係長	係員	融資担当者	起案者	公印

② 第2号様式（第4条関係）

（資料vi）

排 水 設 備 等 確 認 通 知 書

年　　月　　日

様

いわき市長　内田　広之　　㊞

設置場所	いわき市		
工事区分	□排水設備工事 □除害施設工事 □新設 □新築 □増設 □浄化槽廃止 □改築 □くみ取り改造 □その他（　　）	排除方式	□分流 □汚水のみ □汚水及び雨水 □合流
排水区分	□家事用 □公衆浴場用 □営業用（排水予定量　　m³／日） □工業用（排水予定量　　m³／日） □その他（　　）	排水面積	m²
		排水人口	人
		融資あつせん	□受ける。　□受けない。
阻集器	□有（　　）　□無	ディスポーザキッチン排水処理システム	□有　□無
工期	年　月　日 着工予定	年　月　日 しゅん工予定	
指定工事店	所在地 名称及び 代表者氏名	責任技術者	氏　名 登録番号 第　－　号

排水設備等工事同意欄（この欄は、建物、土地又は接続管渠所有者が異なる場合に記入してください。）

建物所有者	氏名	住所
土地所有者	氏名	住所
接続管渠所有者	氏名	住所

確認年月日	年　月　日	確認番号	第　号
確認結果	法令の規定に □適合する □適合しない		

注意
1 工事完了後7日以内に排水設備等工事完了届を提出し、必ず検査を受けてください。
2 排水設備を使用するときは、公共下水道・地域汚水処理施設使用開始・廃止等届を提出してください。

③

（資料vi）

排 水 設 備 等 工 事 完 了 届

年　　月　　日

いわき市長　様

申請者　住所
氏名
電話番号

注意　1　太枠の中だけ記入してください。
　　2　□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

確 認 番 号	第　　号	しゆん工年月日	年　　月　　日
設 置 場 所	いわき市		
融資あつせん	□受ける　□受けない	排水汚水の水量	m^3／日
指定工事店	所在地 名称及び 代表者氏名　　㊞		
責任技術者	氏　　名　　㊞ 登録番号　　第　　号		
添 付 書 類	水質試験証明書　　汚水の処理方法　　構造図面 機能処理効果（水質分析結果）		

検査年月日	検 査 判 定	検 査 員 職 氏 名
年　月　日		㊞
年　月　日		㊞
年　月　日		㊞

所　長	次　長	係　長	係　員	融資担当者

④

（資料Vi）

公共下水道・地域汚水処理施設使用開始・廃止等届

年　　月　　日

いわき市長　様

住所
使用者　氏名
電話番号

注意　1　太枠の中（使用者番号及び入力月の欄を除く。）だけ記入してください。
　　2　□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

届出区分	□開始　□休止　□廃止　□再開始		
施設区分	□公共下水道　□地域汚水処理施設		
設置場所	いわき市		
確認番号	第　　号	開始・休止・廃止・再開始年月日	年　月　日
汚水の種類	□一般汚水　□公衆浴場汚水		
使用水の種類（該当するものは、すべて記載してください。）	□水道水（メーターの個数が多い場合は、別紙）		
	（1）メーター番号　い　— 使用者番号　— 使用開始時メーター指針　入力月		
	（2）メーター番号　い　— 使用者番号　— 使用開始時メーター指針　入力月		
	（3）メーター番号　い　— 使用者番号　— 使用開始時メーター指針　入力月		
	□配湯　□井戸水　□その他（　　）		
休止又は廃止の理由			

課長	課長補佐	係長	係員	使用料担当者	使用料賦課	
					入力年月日	年　月　日

⑤

（資料vi）

排水設備計画確認申請書

年　　月　　日

いわき市長　様

住所（所在地）
申請者　氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

注意　1　太枠の中だけ記入してください。
　　2　□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

設置場所			
計画区分	□ 新設　□ 増設　□ 改築		
使用区分	□ 家庭　□ 事務所等（　　）		
工事予定期間	年　月　日から　年　月　日まで		
工事施工者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名）　㊞	責任技術者	氏名　㊞ 登録番号第　号

備考　次に掲げる図面を添付してください。
（1）　新設等の計画に係る排水設備が設置される建築物の付近見取図
（2）　新設等の計画に係る排水設備の平面図及び縦断面図

確認結果	設置基準に □ 適合する。 □ 適合しない。	確認	年　月　日
		排水設備番号	地区　第　号
		起案	年　月　日
		決裁	年　月　日
		通知	年　月　日

所長	次長	係長	係員	起案者	公印

⑥

（資料vi）

排 水 設 備 工 事 完 了 届

年　　月　　日

いわき市長　様

住所（所在地）
届出者　氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

注意　1　太枠の中だけ記入してください。

2　□のある欄は、該当する箇所にレ印を付けてください。

排水設備番号	地区第　　号
設　置　場　所	
工　事　区　分	□　新　設　　□　増　設　　□　改　築
使　用　区　分	□　家　庭　　□　事務所等（　　）
工事完了年月日	年　　月　　日
工 事 施 工 者	住所（所在地） 氏名（名称及び代表者氏名）　　㊞
責 任 技 術 者	氏名　　㊞　　登録番号第　　号

検　査　年　月　日	検　査　判　定	検　査　員　職　氏　名
年　　月　　日		㊞
年　　月　　日		㊞
年　　月　　日		㊞

所　長	次　長	係　長	係　員	起案者	起　案	年　　月　　日
					決　裁	年　　月　　日
					交　付	年　　月　　日

⑦

（資料vi）

農業集落排水処理施設使用開始等届

年　　月　　日

いわき市長　様

住所（所在地）
届出者　氏名（名称及び代表者氏名）
電話番号

注意　1　太枠の中だけ記入してください。
　　2　□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

届出区分	□ 開始　□ 休止　□ 廃止　□ 再開
排水設備番号	地区第　　号
設置場所	
開始、休止、廃止又は再開年月日	年　　月　　日
開始又は再開に係る使用者数	人
休止又は廃止の理由	

課長	課長補佐	係長	係員	起案者	起案	年　月　日
					決裁	年　月　日
					施行	年　月　日

⑧

（資料vi）

第4号様式の2（第5条の2関係）

下水道排水設備指定工事店指定申請書

年　　月　　日

いわき市長　様

商号又は名称	
所在地	
代表者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
営業所の所在地	
添付書類	（1）　工事経歴書 （2）　建設業法第３条の規定による管工事業の許可を受けている旨の証明書 （3）　納税証明書及び資産証明書 （4）　下水道排水設備工事責任技術者証の写し （5）　従業員の名簿 （6）　営業所等の位置図及び写真

⑨

（資料vi）

下水道排水設備指定工事店異動届

年　　月　　日

いわき市長　様

指 定 番 号　第　　号
商号又は名称
届出者　所　　在　　地
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

注意　□のある欄は、該当する箇所に✓印を付けてください。

異 動 の 理 由		□　業務の廃止 □　商号又は名称の変更 □　所在地の変更 □　代表者氏名の変更 □　電話番号又はファクシミリ番号の変更 □　営業所の移転 □　専属の責任技術者の変更 □　その他（　　）
異動の内容	変　更　前	
	変　更　後	

備考　責任技術者に変更があつたときは、変更後の責任技術者に係る下水道排水設備工事責任技術者証の写しを添付してください。